

24-D-1768  
2025年2月28日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

## グローバル・ワン不動産投資法人

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価  
(資金使途)

g1(F)

管理・運営・  
透明性評価

m1(F)

発行体/借入人

グローバル・ワン不動産投資法人

評価対象

グローバル・ワン不動産投資法人  
グリーンファイナンス・フレームワーク

### 評価の概要

#### ▶▶▶1. グローバル・ワン不動産投資法人の概要

グローバル・ワン不動産投資法人（本投資法人）は2003年4月に設立され、同年9月に東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）に上場したJ-REIT。主として3大都市圏の立地の優れたクオリティの高いオフィスビルへの投資に特化する方針を持つ。グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社（本資産運用会社）が、本投資法人の資産運用業務を担う。そのスポンサーは、明治安田生命保険グループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、近鉄グループ（2024年9月末時点における出資比率は14.9%ずつ）の3グループである。スポンサーの3グループからは物件取得、人的側面、財務面等で多面的なサポートを享受し、本投資法人を運営している。本投資法人は、「長期的資産価値の維持」及び「安定賃料収入の確保」をポートフォリオ構築に際しての投資方針としている。ポートフォリオの構築方針は、「近（立地の優れた物件）・新（築年数の浅い物件）・大（大型の物件）」のキーワードで象徴され、3大都市圏（首都圏、中部圏及び近畿圏）の主要都市及び3大都

市圏以外の政令指定都市に立地する、各地域における質の高いオフィスビル等を主たる投資対象としている。2024年9月末時点のポートフォリオは、15物件、取得資産総額約2,061億円である。

## ▶▶▶2. 本資産運用会社及び本投資法人の ESG 経営及び脱炭素に向けた取り組み

本資産運用会社は、不動産における環境 (Environment)・社会 (Society)・ガバナンス (Governance) への配慮が、中長期的な顧客の利益の最大化に資するとの考えのもと、2023年6月に改正した「ESG基本方針」に沿って、ESGの視点を組み込んで事業を運営している。

本資産運用会社は、環境をはじめとしたサステナビリティの専門的な合議体として、ESG推進協議会を設置している。ESG推進協議会は、代表取締役社長を最高責任者とし、ESGにかかる執行責任者として投信運用部または投信業務部を担当する執行役員、投信運用部長及び投信業務部長等の他、外部のコンサルティング会社の知見を踏まえながら、ESGの各種ポリシーやそれらに関連する年間目標、各種施策、情報開示等の内容について協議することを目的としている。

本資産運用会社及び本投資法人は、ESGの取り組みを推進するにあたり、各分野で特に注力すべき課題をマテリアリティとして特定している。マテリアリティの各項目は、関連するSDGsとともに中長期での行動計画・目標が定められ、開示されている。また、本資産運用会社及び本投資法人は国際的なイニシアティブ等への参画や外部評価の取得にも積極的に取り組み、サステナビリティの取り組みを強化している。

## ▶▶▶3. グリーンファイナンス・フレームワークについて

今般の評価対象は、本投資法人が債券又は借入金（グリーンファイナンス）により調達する資金を、環境改善効果を有する用途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRでは、本フレームワークが「グリーンボンド原則<sup>1</sup>」、「グリーンローン原則<sup>2</sup>」、「グリーンボンドガイドライン<sup>3</sup>」及び「グリーンローンガイドライン<sup>4</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

JCRは、2021年2月26日に本投資法人の本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を公表している。今回のレビューは、2024年4月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及びBELS新基準導入等を受けて、本投資法人が本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。

<sup>1</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

<sup>2</sup> Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"

<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

<sup>3</sup> 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024年版」

<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

<sup>4</sup> 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024年版」

<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

本投資法人は、2021年2月時点の本フレームワークにおいて、予め定められた適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの取得資金及び当該資金のリファイナンス、並びに改修工事資金を資金使途と設定している。本投資法人は、今般のフレームワークの更新に際し、グリーンビルディングの適格クライテリアについて、BELS 評価の適格ランクの変更及び LEED 認証のバージョンの明確化を行った。本変更内容について引き続き環境改善効果を有するものであると、JCR は評価している。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている点に変更はない。以上より、JCR は本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果が期待されるものであると評価している。

資金使途の対象となるプロジェクトの選定プロセスについては、引き続き本資産運用会社の経営陣が関与するよう適切に定められていることを、JCR は確認している。資金管理については、2021年2月時点の本フレームワークから変更はなく、適切な管理体制が構築され、外部監査等を通じた統制が働いている。レポートングについても、同様に変更はなく、資金充当状況及び環境改善効果に関して予め定められた項目が、ウェブサイト等で開示される予定である。以上より、JCR は本投資法人における管理運営体制が確立されており、前回評価と同様に、透明性を有するものであると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

## 目次

### ■ レビュー事項

### ■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

### ■ レビュー結果（結論）

## レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

### 1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

### 2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて変更後も引き続き適切であるか。

### 3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

### 4. レポートニング

グリーンファイナンスに係る資金充当状況レポートニング及びインパクトレポートニングに係る開示体制が引き続き適切に整備されているか。

### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

## レビュー内容

### 1. 調達資金の使途

本投資法人は、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では変更後のフレームワークのみを記載している。

#### 資金使途にかかる本フレームワーク

本投資法人は、グリーンボンドの発行またはグリーンローンの借入による手取り金（以下「調達資金」）を、本項第1号に定めるグリーン適格クライテリア A または本項第2号に定めるグリーン適格クライテリア B のいずれかを満たすグリーン適格プロジェクトに関連する新規投資または既存投資のリファイナンスのための資金に充当する。

(1)グリーン適格クライテリア A: 以下の認証または再認証のいずれかを取得済あるいは取得予定の資産であること

- ①DBJ Green Building 認証における 5 つ星・4 つ星・3 つ星
- ②BELS 評価(平成 28 年度基準) における 5 つ星・4 つ星・3 つ星 (但し、3 つ星であっても物流施設で BEI 値 (Building Energy Index) が 0.75 を超えるものは除く) または、BELS 評価(令和 6 年度基準) 非住宅における レベル 6・レベル 5・レベル 4
- ③「CASBEE-不動産」評価認証における S ランク・A ランク・B+ランク
- ④LEED 認証における Platinum・Gold・Silver  
(LEED BD+C の場合は v4 以降)

(2)グリーン適格クライテリア B: 以下の環境改善効果のうち、いずれかの獲得を目的とした改修工事であること

- ①30%を超える CO<sub>2</sub>排出量の削減
- ②30%を超えるエネルギー消費量の削減
- ③30%を超える水使用量の削減

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

本投資法人は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、BELS 評価の適格ランクの変更及び LEED 認証のバージョンの明確化を行っている。

本フレームワークにおいて、今回記載が変更された BELS 評価及び LEED 認証の概要を以下に示す。

## BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m<sup>2</sup> 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

本投資法人が適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ基準（住宅：BEI 値 0.8 以下、非住宅：BEI 値 0.75 以下）を上回る性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

## LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。現在では v4 及び v4.1 が運用されており、2025 年には v5 が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）、CITIES（都市）の 6 種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80 ポイント以上）、Gold（60～79 ポイント）、Silver（50～59 ポイント）、Certified（標準認証）（40～49 ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が低いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

以上より、本投資法人が適格クライテリアとして定めた Silver 以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであり十分な環境改善効果を有することから、資金使途として適切であると JCR は考えている。

## 2. 資金使途の選定基準とプロセス

本投資法人は、本フレームワークにおいて、資金使途の選定基準とプロセスを以下の通り定めている（変更点なし）。

### プロセスにかかる本フレームワーク

本投資法人は、資金調達の基本方針に関する規則に準じて、本投資法人の資産運用業務の委託先であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社（以下「資産運用会社」）に助言を求める。資産運用会社では、資産運用会社の投信業務部を担当する執行役員または投信業務部長が、資産運用会社の投信業務執行委員会の招集を要請し、第3条に整合するグリーン適格プロジェクトを選定することおよび調達資金を当該グリーン適格プロジェクトに充当することにつき承認を得たうえで、本投資法人にグリーンファイナンスの実施について助言を行う。本投資法人は、投資主または本投資法人の債権者にとり不利益なものであるなどの特段の事由がない限り、資産運用会社の助言内容を可能な限り尊重し、グリーンファイナンスの実施について役員会規程に基づき役員会での決議を行う。なお、グリーン適格プロジェクトの運営・実施にあたっては、資産運用会社の ESG 推進協議会の PDCA サイクルにおいてグリーン適格プロジェクトが環境に与える影響につき定期的にモニタリングがなされる。

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

### 3. 調達資金の管理

本投資法人は、本フレームワークにおいて、調達資金の管理を以下の通り定めている（変更点なし）。

#### 資金管理にかかる本フレームワーク

本投資法人は、本フレームワークに基づいて発行されたグリーンボンドの発行残高またはグリーンローンの残高が存在する限り、調達資金に関して以下の各号に記載の管理を行う。なお、当該管理は、資産運用会社への委託業務の一部として、資産運用会社（投信業務部）によって実施される。

- (1)本投資法人は、グリーンボンドの発行残高とグリーンローン残高の合計額が、グリーン適格クライテリア A を満たす資産の取得価格の合計額とグリーン適格クライテリア B を満たす改修工事支出の合計額との総和で示されるグリーン適格プロジェクト総額に LTV（直近期末の簿価ベース）を乗じて算出されるグリーンファイナンス上限額を超過しないように管理する。
- (2)本投資法人は、調達資金のグリーン適格プロジェクトへの充当状況を管理する。未充当の調達資金がある場合、当該資金は現金または現金同等物等にて管理する。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理について適切と評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

#### 4. レポーティング

本投資法人は、本フレームワークにおいて、レポーティングを以下の通り定めている（変更点なし）。

##### レポーティングにかかる本フレームワーク

本投資法人は、本フレームワークに基づいて発行されたグリーンボンドの発行残高またはグリーンローンの残高が存在する限り、調達資金の管理および保有物件が環境に与える影響に関して以下の各号に記載の開示を行う。なお、当該開示は、資産運用会社への委託業務の一部として資産運用会社（投信業務部）によって実施される。

##### (1) 資金充当状況レポーティング

本投資法人は、調達資金が本フレームワークに則ってグリーン適格プロジェクトに全額充当され、グリーンボンド発行残高とグリーンローン残高の合計額がグリーンファイナンス上限額を超過していないことを、各々の金額とともに年次で開示する。なお、調達資金の充当計画に大きな変更（資金使途対象物件の全部売却を含む。）が生じる等の重要な事象が生じた場合は、その事実を適時に開示する。

##### (2) インパクト・レポーティング

本投資法人は、以下の各号に記載の指標を実務上可能な範囲で開示する。

- ① 有効な環境認証の種類とランク
- ② エネルギー使用量
- ③ CO<sub>2</sub>等の温室効果ガス排出量
- ④ 水使用量

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果に係るレポーティングについて適切と評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

また、本投資法人のホームページにおいて、資金充当レポーティング、インパクトレポーティングが本フレームワークに基づき適切に運用されていることを JCR は確認している。

## 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

本資産運用会社は、不動産における環境 (Environment)・社会 (Society)・ガバナンス (Governance) への配慮が、中長期的な顧客の利益の最大化に資するとの考えのもと、2023年6月に改正した「ESG基本方針」に沿って、ESGの視点を組み込んで事業を運営している。

本資産運用会社は、環境をはじめとしたサステナビリティの専門的な合議体として、ESG推進協議会を設置している。ESG推進協議会は、代表取締役社長を最高責任者とし、ESGにかかる執行責任者として投信運用部または投信業務部を担当する執行役員、投信運用部長及び投信業務部長等により構成されており、ESGの各種ポリシーやそれらに関連する年間目標、各種施策、情報開示等の内容について協議することを目的としている。また、外部のコンサルティング会社よりESGにかかる取り組みについてアドバイスを受けており、客観的な視点からサステナビリティに対する取り組みを強化している。

本資産運用会社及び本投資法人は、ESGの取り組みを推進するにあたり、各分野で特に注力すべき課題をマテリアリティとして特定している。マテリアリティの各項目は、関連するSDGsとともに中長期での行動計画・目標が定められ、開示されている。環境に関するマテリアリティの一つとして「環境関連認証の取得」を挙げており、環境認証を有する物件が保有物件全体の90.5%（床面積ベース）と高比率を占めている。また、同じくマテリアリティの一つである「気候変動への適応（エネルギー消費量等の管理・削減）」に関して、本投資法人はエネルギー消費量・温室効果ガスの削減や水消費量の削減、廃棄物リサイクル率にかかる目標を立てたうえで、年間でのエネルギー消費量等を環境パフォーマンスデータとして開示している。エネルギー消費量の削減は、物件の利用者であるテナントの協力が重要になるが、マテリアリティに定められている「テナントとの協働」のもと、環境に配慮した取り組みを共働して推進するとともに、本投資法人のESGに関する取り組みを啓発し、環境・社会に対する問題意識や目的を理解してもらうよう働きかけている。

さらに、本資産運用会社及び本投資法人は国際的なイニシアティブ等への参画や外部評価の取得にも積極的に取り組んでいる。本資産運用会社においては、2020年3月に21世紀金融行動原則の署名機関となっている他、2021年5月にはTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明し、TCFDコンソーシアムへ加入している。本投資法人では2023年のGRESBレーティングにおいて4年連続で「5Stars」を取得しているほか、2023年のGRESBリアルエステイト評価においては、「実行と計測」及び「マネジメントと方針」の両面で高い評価を受け、5年連続で「Green Star」評価を取得している。また、2024年3月に、パリ協定が求める水準と整合したGHG排出量削減目標（2030年度：42%削減、2050年度：ネットゼロ）を策定し、SBTiによる認定を取得している。

以上より、JCRでは、本資産運用会社及び本投資法人がサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、サステナビリティに関する問題を討議する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っているほか、社内の実務担当部署や外部の専門家の知見を取り入れつつサステナビリティに関する取り組みを進めている点について、高く評価している。

**レビュー結果(結論)**
**Green 1(F)**

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・日野 響

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル